

議第67号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 5月15日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「おいて」の右に「12メートル第1種高度地区又は」を加え、同項第4号中「及び第二種住居地域」を削り、「おいて」の右に「12メートル第2種高度地区又は」を加え、同項第5号中「近隣商業地域及び」を削り、「おいて」の右に「12メートル第3種高度地区又は」を加え、同号を同項第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 第二種住居地域のうち、高度地区において12メートル第2種高度地区、15メートル第1種高度地区又は15メートル第2種高度地区に指定されている区域
- (6) 準住居地域のうち、高度地区において15メートル第2種高度地区に指定されている区域
- (7) 近隣商業地域のうち、高度地区において12メートル第3種高度地区、12メートル第4種高度地区又は15メートル第3種高度地区に指定されている区域

第3条第2項を次のように改める。

2 学校その他の公益上必要な建築物で、市長が次の各号のいずれにも該当すると認めて許可したものについては、前項の規定は、適用しない。

- (1) 当該建築物の用途及び敷地の状況に照らして、機能上又は構造上やむを得ないものであること。
- (2) 周辺地域の市街地の環境との調和を損なわないこと。
- (3) 斜面地等の安全上支障がないこと。

第10条第1項中「及び」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

提案理由

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更に伴い、建築物の接地位置の高低差の制限等が適用される区域を改める等の必要があるので提案する。